

【ご案内】

平成 30 年 6 月 19 日

大阪厚生信用金庫

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震の被災者のみなさまへ

この度の地震により被災された方々につきまして、心よりお見舞い申し上げます。

大阪府大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町内の被災者の方々に対し、災害救助法が適用されました。

弊金庫におきましても、災害被災者の方々の被災状況に応じて、きめ細かく弾力的・迅速な対応に努めてまいります。

以下のようなご事情の方につきましては、各営業店の窓口にお申し出ください。

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認させて頂いた上で、払戻し致します。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて払戻し致します。
3. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しを致します。
また、当該預金等を担保とする貸付を致します。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができるよう交渉いたします。
5. 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行います。
また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮致します。
6. 損傷した紙幣や貨幣の引換えを致します。
7. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案し、融資相談に柔軟にお受け致します。
また、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けているお客さまの便宜を考慮した適時的確な措置を行います。
8. その他の手続きでお困りの場合も、お気軽に窓口までご相談ください。

以上

詳しくは、お取引店窓口まで（[店舗のご案内](#)）